

県南広域振興局長告示第163号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成26年10月24日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 (1) 名称 北上市大谷地特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 北上市内の東北自動車道と市道第1073016号線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南に進み、市道第1002015号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道第1002055号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道1073016号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 遠野市室ノ木特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 遠野市宮守町地内の国道283号線と一般県道下宮守田瀬線との交点を起点とし、起点から国道283号線を南東に進み市道笠平線との交点に至り、同点から同市道を西に進み一般県道下宮守田瀬線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 奥州市前沢大曲特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市前沢区内の一般県道前沢東山線と生母黒石堤防との交点を起点とし、起点から一般県道前沢東山線を北西に進み市道船橋古館線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道内屋敷川岸場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに同市道の延長線を南東に進み奥州市前沢区と奥州市水沢区の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに南東に進み生母黒石堤防との交点に至り、同点から同堤防を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 奥州市衣川河内特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市衣川区内の主要地方道駒衣川線と市道畦畑1号線の延長との交点を起点とし、起点から主要地方道栗駒衣川線を東に進み衣川2号ダム天端通路との交点に至り、同点から同通路を南東に進み民有林4039林班と民有林4018林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに西に進み市道沼野噌味線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道大原線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み旧市道南股線との交点に至り、同点から旧市道を北東に進み市道畦畑1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 一関市花泉町花泉特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 一関市花泉町内の国道342号と市道北1号線との交点を起点とし、起点から国道342号を北に進み市道金流川2号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み主要地方道花泉藤沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み一般県道若柳花泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み上油田川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北西に進み市道西鹿野線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上油田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道深井沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み深井沢作業道との交点に至り、同点から同作業道を西に進み林道深井沢線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み市道金森中央線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道二ツ檀清水原線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道北1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に

至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器